

「有機基準は誰のもの？」オンライン署名のお願い

有機 JAS は、有機の原則に沿って有機生産・加工等における要件を定めたもので、それを守って作られた有機食品を、安心して売り買いできるようにするためのものです。当然、消費者や生産者が納得するものである必要があります。有機 JAS 認証を取るか取らないかにかかわらず、それは安心できる食品の基準として食全体に影響があるものです。

もし、有機食品というから買ったのに、それが遺伝子改変されていたら、消費者は納得できるでしょうか？ また生産者は納得いくでしょうか？ でも、農林水産省は独自の判断でそれでも問題ないとする姿勢を示しています。

消費者や生産者の納得のいく、有機の原則に基づいた基準にしなければ、日本の有機食品は信頼を失ってしまいます。

そこで、みなさんの声を農水省に送り、信頼できる有機基準に変えていきましょう。

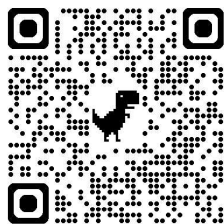
署名の提出先：農林水産省

農林水産省は、「あきたこまちR」などの遺伝子が改変された米を「有機」「オーガニック」農産物として有機基準で認める見解を示しました。これらの米は、開発段階で重イオンビームを照射して人為的に遺伝子を改変させる技術を使った「コシヒカリ環1号」に由来する品種の米です。

自然の摂理を逸脱しないという有機農業の基本原則に照らせば、「あきたこまちR」を「有機」として扱うことは明確な逸脱です。また、有機農業に期待する消費者の信頼を裏切ることになります。

農林水産省は、重イオンビームを使って開発した品種でも有機農産物と認証できるとする見解を取り下げ、有機基準を市民との対話に基づき、信頼できるものにすることを求めます。

(署名開始：2025 年 10 月、第 1 次集約未定)



署名サイト



呼びかけ団体：OK シードプロジェクト